

廃棄物処理計画 前計画の課題に対する新計画施策 対比表

資料 1 - 2

前計画（H24～H28）の課題	次期計画施策（H29～H33）		施策 新規 or 強化	備考	
施策 1 3Rの促進	施策No.				
<p>廃棄物は、排出者が責任を持って処理することが必要であり、例えば、県民であれば、詰め替え可能な商品や長期間使うことができる商品を選択するなど、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であるため、今後も継続的に啓発活動を行う必要がある。</p>	1	(1)	<p>県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。</p>		
<p>また、「レジ袋削減取組店制度」の登録店舗数は頭打ち状況であり、近年ではレジ袋を再び無料化する店舗もある。制度の趣旨をあらためて周知啓発するなどにより、取組店を増やす方策をとる必要がある。</p>	1	(2)	<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。</p>		
<p>一方、家庭で使用されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理指定困難物についても、市町村において適正に処理する必要がある。</p>	1	(3)	<p>家庭から排出されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理指定困難物の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。</p>	新規 取組	課題への対応（新たな適正処理への対応）
<p>産業廃棄物については、経年的にみれば、3Rの取組が進んでおり最終処分量は大きく変動していないが、排出量と再生利用量は増加傾向であるため、発生抑制を継続的に進める必要がある。</p>	1	(2)	<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。</p>		
	1	(2)	<p>「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月）に基づき、資源循環型畜産を推進し、平成28年度から平成37年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等155箇所の整備を進める。</p>	取組 強化	新たな「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」への取組
	1	(2)	<p>建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシュランを始めとした建設副産物に関する情報交換・共有を行う。</p>	取組 強化	新たな「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」への取組
	5		<p>施策 5 地域循環圏づくりの推進 と同じ</p>		
<p>さらに、事業者による自主的な取組を促進するためのツールである「資源循環情報システム」について、掲載情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行う必要がある。</p>	1	(4)	<p>資源循環システムにより、産業廃棄物処理業者に関する許可（施設）情報や、主に小学生向けの環境学習等について、掲載情報やコンテンツを適宜最新の情報に更新し、インターネット等を利用して広く県民や排出事業者に情報提供を行う。</p>		課題への対応（適宜情報の更新）
	1	(3)	<p>家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。</p>	新規 取組	適切なりサイクル率等を把握するための取組
	1	(4)	<p>家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。</p>	新規 取組	適切なりサイクル率等を把握するための取組
	1	(4)	<p>「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成27年12月に改定し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を新たに9海岸追加し、計19海岸とした。民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。</p>	取組 強化	新たな「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」への取組
施策 2 循環ビジネスの促進	施策No.				
<p>これまでの循環ビジネスの振興に向けた支援により、生み出されてきた先導的で優れた施設や技術、環境への取組を県内各地に広く普及・展開することが必要である。</p>	5	(1)	<p>「新・あいちエコタウンプラン」及び「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、地域の未利用資源に様々な付加価値を持たせる循環型社会を形成するため、地域で循環可能な資源は地域で循環させ、それが困難な場合は、循環の環を広域化させていくという地域循環圏づくりの構築を目指す「資源循環高度化計画（仮称）」を推進する。</p>	新規 取組	課題への対応（環境ビジネスの振興、未利用資源のエネルギー活用）
<p>また、循環の質にも着目しながら、未利用資源・エネルギーの活用といった低炭素社会や自然共生社会づくりにも資する資源循環の取組を進め、地域特性に応じた地域循環圏を構築していくことが必要である。</p>	5	(1)	<p>地域循環圏づくりは、3Rの取組が基本となることから、循環ビジネスの振興・支援を一層進めるとともに、地域の様々な人々が地域循環圏づくりに参加することを促進するため、循環型社会の形成を担う人材育成や情報環境の整備に努める。</p>		
	5	(1)	<p>バイオマスなど未利用資源・エネルギーの活用など、計画に基づく取組が、低炭素社会や自然共生社会づくりとの統合的な取組にも資するよう、多様な主体の連携によるネットワークの形成を促進する。</p>		

廃棄物処理計画 前計画の課題に対する新計画施策 対比表

資料 1 - 2

前計画（H24～H28）の課題	次期計画施策（H29～H33）		施策新規 or 強化	備考	
	5	(2)	「あいち資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導を始め、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続までを総合的に支援する。 また、事業者の3Rの取組支援や併設する情報コーナーのリニューアルなど、センターの機能を充実強化し、取組の普及・展開を促進する。	取組強化	課題への対応
	5	(2)	メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつリサイクル製品の販路拡大を支援する。 併せて、本県の各種支援施策のPRを強化しその活用を促進する。	取組強化	課題への対応
	5	(2)	企業のリサイクル施設の環境学習への活用により、循環産業に対する理解促進やイメージ向上を図る。	新規取組	課題への対応
	5	(4)	食品廃棄物を含むバイオマスなど、今後の進展が期待される未利用資源を活用した地域循環圏づくりを進めるため、学識経験者や市町村、事業者、NPO等と連携、協働した推進チームを立ち上げる。	新規取組	課題への対応
施策3 適正処理と監視指導の徹底	施策No.				
不法投棄等を始めとする不適正処理について、廃棄物に関する苦情件数は減少しており改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。平成28年1月には、本県を中心として食品廃棄物の不適正処理問題が発生したことも鑑み、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、電子 manifests の普及促進、優良産業廃棄物処理業者の育成などを始めとした、各種施策を引き続き進めるとともに、監視強化に向けた多様な手法の開拓など、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止のための対応を図る必要がある。	1	(1)	「あいち食育いきいきプラン2020」（平成28年3月）に基づき、余分な買い物はしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、外出時には食べきれぬ量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進する。	取組強化	食品ロスの取組
	1	(2)	食品関連事業者が行う食品の製造・流通・販売のそれぞれの過程において生じる食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減が進むよう各種報告などを通じて事業者の取組を促進する。	取組強化	食品ロスの取組
	1	(3)	市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。 ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進 ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進 ・不用品の再使用、再生利用の推進 ・紙類の分別、細分化の徹底の促進 ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品の率先的な調達		食品ロスの取組
	2	(2)	PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、未届けのPCB廃棄物の掘り起こしを行う。また、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成27年6月）に基づき、県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。 さらに、平成28年7月に見直された、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改定を行う。	取組強化	新たな計画への対応
	2	(3)	食品廃棄物の不正転売事案を受け、再発防止のために食品廃棄物の排出事業者に対し、食品廃棄物の排出における留意事項を解説したリーフレットを活用して、排出事業者責任の周知徹底を図る。	新規取組	食品廃棄物不適正処理に対する対応
	2	(3)	水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（平成28年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。	新規取組	新たなマニュアルへの対応
	2	(5)	産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して検索できるなど、県民・排出事業者へ「見える化」を図るとともに、不適正処理に関する通報を容易にできるよう、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムを再構築する。	新規取組	食品廃棄物不適正処理に対する対応
	2	(5)	地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。	新規取組	課題への対応（監視強化）
	2	(5)	食品廃棄物の不正転売事案を踏まえ、食品廃棄物はもとより、廃棄物全体に対する監視の精度を向上させるため、立入検査マニュアルの作成を行い、立入検査体制の強化を図る。	新規取組	食品廃棄物不適正処理に対する対応

廃棄物処理計画 前計画の課題に対する新計画施策 対比表

資料 1 - 2

前計画（H24～H28）の課題	次期計画施策（H29～H33）			施策新規 or 強化	備考
	2	(5)	また、同事案を受け、マニフェスト制度の見直しなど、再発防止に向けた制度改正等について、中部圏知事会議等を通じて国に働きかける。	新規 取組	食品廃棄物不適正処理に対する対応
また、平成28年10月に策定した愛知県災害廃棄物処理計画の整合性を図るため、今後、県内全市町村において同計画が策定されるよう技術的な支援を行うとともに、関係者の合意を図りつつ広域的かつ効率的な協力体制を整える必要がある。	4	(1)	「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定）に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。	新規 取組	課題への対応（災害廃棄物対策）
	4	(2)	（抜粋） 災害廃棄物対策に係る体制整備 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策 人材育成・訓練	新規 取組	課題への対応（災害廃棄物対策）
施策4 廃棄物処理施設の整備の促進	施策No.				
市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト削減を図りつつ循環型社会の形成に資するものとするのが求められており、施設の長寿命化の検討を含め、市町村等が計画的かつ効率的な施設整備を推進できるよう支援する必要がある。	3	(1)	一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト削減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月、平成29年度第3次計画に改定予定）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。		
	3	(1)	一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。		
	4	(2)	（抜粋） 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策	新規 取組	課題への対応（災害廃棄物対策）
最終処分場について、一般廃棄物、産業廃棄物とも、県民、事業者等の3Rの取組等により、最終処分量は経年的にみれば減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは不可能である。最終処分場は必要不可欠である施設であるが、民間事業者のみで最終処分場を確保することは非常に困難であるため、最終処分場の安定的な確保は今後とも大きな課題である。	3	(2)	（抜粋） 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方について検討する。 ・市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。		
施策5 地球温暖化対策への配慮	施策No.				
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、地球温暖化は既に自然環境及び人間社会に影響を与えているということであり、温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけではなく、例えば、洪水、高潮、高波を含む災害時の対応など、既に現れている温暖化の影響に適応できる備えが求められている。 また、低炭素社会や自然共生社会との統合及びエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含めた循環型社会の構築に向けた取組を推進する必要がある。	5	(5)	水素は、再生可能エネルギーを始め多様なエネルギー源から製造が可能であり、利用段階で二酸化炭素の排出が少ないことから、地球温暖化対策に資するエネルギーとして期待されている。 そのため、廃棄物由来の未利用エネルギー等を活用することで、二酸化炭素を排出しない方法により水素を製造し、複数の拠点へ供給する水素サプライチェーンの構築・事業化を検討する。	新規 取組	課題への対応（温暖化対策）
	4	(1)	「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定）に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。	新規 取組	課題への対応（災害廃棄物対策）
	4	(2)	（抜粋） 災害廃棄物対策に係る体制整備 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策 人材育成・訓練	新規 取組	課題への対応（災害廃棄物対策）

前計画（H24～H28）の課題	次期計画施策（H29～H33）		施策新規 or 強化	備考	
<p>施策 6 施策推進に向けた横断的な取組</p>	<p>施策 No .</p>				
<p>今後も、産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促す必要があることから、引き続き、産業廃棄物税制度の目的・効果等について広く周知を図りつつ、適切に運営し、3Rの促進及び最終処分場の設置促進に関する施策の推進を図る必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>(4)</p>	<p>産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。また、税制度の目的や効果等について県民や事業者にも広く周知するため、啓発活動を強化する。</p> <p>&lt;主な税充当事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環高度化計画（仮称）推進事業</li> <li>・循環型社会形成推進事業費補助</li> <li>・家畜ふん尿資源化利用推進事業</li> <li>・リサイクル資材管理システム構築業務</li> <li>・広域最終処分場整備運営推進</li> <li>・産業廃棄物適正処理対策事業</li> <li>・産業廃棄物処理業者優良化推進事業</li> <li>・再生資源活用審査事業</li> <li>・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助 など</li> </ul>		
<p>また、県民及び事業者による自主的な取組を促進するために、適切な情報提供や環境学習の場の提供を行う必要がある。情報提供に当たっては、提供する情報やコンテンツが陳腐化しないように、適宜、情報の更新を行い、利用者のニーズに合わせた改善、追加等が必要である。</p>	<p>1</p>	<p>(1)</p>	<p>3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の場で活用する環境副読本の作成</li> <li>・あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供</li> <li>・資源循環情報システムを活用した資源循環に関する意識啓発</li> <li>・海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及</li> <li>・生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等</li> <li>・愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所の建替えに当たり、循環型社会づくりや3Rの促進についても学べる、小中学生を対象とした環境学習の場を設置</li> </ul>	<p>取組強化</p>	<p>課題への対応（適切な情報提供や環境学習の場の提供）</p>
	<p>5</p>	<p>(3)</p>	<p>資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を引き続き実施するとともに、同塾修了生を中心とした人材育成や活動の場を充実拡大する。</p>	<p>取組強化</p>	<p>課題への対応</p>
	<p>5</p>	<p>(3)</p>	<p>資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行うとともに、ニーズに合わせた情報のタイムリーな更新やコンテンツの充実を行い、事業者等の資源循環の取組の活性化を図る。</p>	<p>取組強化</p>	<p>課題への対応</p>